

授業科目	刑法演習
演習題目	刑法学における重要概念の検証
担当教員	富川雅満
授業の目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑法解釈論における重要テーマにつき、法律文献の調査を通じて、精緻な理解に至ること（ex 判例理論及び通説規範の正確な理解） 2. 専門領域における調査手法のノウハウを学ぶこと 3. 文献調査による読解力の向上、及び、報告を通じてのプレゼンテーション能力の向上
履修条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎回ゼミに出席し、積極的に参加すること 2. 報告準備をしっかりと行えること 3. 刑法総論、各論の講義科目を履修しているなど、刑法学の全体につき基本的な理解を修めていることが望ましい（単位取得の有無は問わない）
教科書・参考書	<p>特になし。必要な文献については、授業内で適宜指示する。</p> <p>なお、ゼミが開始するにあたっての事前準備として、各自が持つ刑法総論、各論の教科書を一読しておくこと。</p>
授業の計画・内容	<p>判例又は通説規範を題材に、調査・報告を行うゼミである。判例の結論や通説規範の字面を表面的に覚えるのではなく、その骨格をなす理論的背景を洗い出すことで、類似事案への応用力が修得される。この応用力は、法曹実務家や法学研究者に有用なことは言うまでもなく、それ以外の進路を希望する者にとっても問題解決能力として幅広い分野で役立つはずである。</p> <p>判例の理論的背景を洗い出すために、最高裁判例を下級審から精読し、関連する下級審裁判例を判例 DB を用いて網羅的に分析し、関連文献を渉猟し、必要とあれば、立法史の調査も行う。通説規範については、現行刑法典に関する教科書の記述を戦前に遡って追っていき、現在の通説とされる規範が形成された経緯、そこで念頭に置かれていた事案処理のあり方を調査・分析していく。調査する過程で、「知りたい対象に対して、どのような方法で到達すれば良いのか」が見えてくる。専門分野で調査のノウハウを学ぶことは、対象テーマを問わず、大学卒業後での生涯学習にも活かされるはずである。</p> <p>本ゼミでは、刑法総論・各論における各テーマを網羅的に扱うことは考えていない。毎年度、テーマを変えながら、各論点についての深い理解を達成することを目指す、論点特化型のゼミである。調査の基本方針は、初回到教員から提示するが、各報告をもとに、変更を加えることがある。本年度、予定しているテーマは下記のいずれか、又は、複数である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 故意の認定 ・ 被害者の承諾 ・ 実質的違法論（特に正当行為、可罰的違法性） ・ 共犯論（特に、共同正犯の成立範囲） ・ 1 項犯罪と 2 項犯罪の区別(特に強盗罪) ・ 詐欺罪の要件論(特に、欺罔行為、交付・処分行為) ・ 住居侵入罪の要件論 ・ 業務妨害罪の要件論 ・ 放火罪の要件論 ・ 収賄罪の要件論 <p>ただし、参加者の希望を取り入れながら、学生にとって「良いゼミ」とな</p>

	<p>るよう模索していく。教員と学生の双方で協力しながら、ゼミを作っていきたい。</p> <p>【授業の進め方】 各回、参加者をいくつかのグループに分けた上で、報告を行い、それを題材として議論するという形式で行う。 大まかには、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教員が指定した題材について担当班が調査を行い、報告する。 2. 報告後、各グループで報告内容について議論を行い、疑問点等を報告班に提示する。 3. それを受けて、ゼミ全体で議論を行う。 4. 議論の中で問題点を共有し、次回以降の調査報告の題材とする。 <p>という流れで進行していく。</p> <p>【ゼミ論文について】 ゼミ論文は必須ではないが、推奨する。ゼミ論文の執筆を希望する者に対しては、上記のゼミ活動とは別にゼミ論文の指導を行う。</p> <p>【その他】 ゼミの進行度合いによって、各回、延長することがある。参加者の希望に応じて、懇親会や合宿など、ゼミ外の活動も行うこともある。</p>
成績評価の方法	報告及びその準備 30% 出席 40% 議論参加及び質疑応答 30%